

# 学籍に関する規程

平成 2 年 1 月 31 日  
改正 平成 5 年 4 月 1 日 平成 13 年 4 月 1 日  
平成 15 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日  
平成 29 年 4 月 1 日

## 目 次

第 1 条	(目的)
第 2 条	(学籍番号)
第 3 条	(休学)
第 4 条	
第 5 条	(復学)
第 6 条	(退学)
第 7 条	
第 8 条	
第 9 条	
第 10 条	(除籍)
第 11 条	
第 12 条	(再入学)
第 13 条	(転学)
第 14 条	(改廃)
附 則	

### (目的)

第 1 条 この規程は、大正大学学則に定めるもののほか、休学・復学・退学・除籍・再入学・転学等学籍について定めるものとする。

### (学籍番号)

第 2 条 学生には入学と同時に学籍番号を付与し、在学中の事務取扱いは、この学籍番号によって処理することとする。

### (休学)

第 3 条 学生が疾病又はその他の理由により、3 か月以上修学することができない場合は、事情を具して学長に願い出て、その学期又は学年の終わりまで休学することができる。

- (1) 休学は、1 年（2 学期）以内とする。ただし特別の事情がある場合には、引続き許可を願い出ることができる。
- (2) 休学期間は、通算して 2 年（4 学期）を超えることができない。
- (3) 休学期間は、在学期間に算入しない。

- (4) 休学及び休学期間延長を願い出るときは、所定の様式により、その事由を証明する書類（疾病の場合は診断書）を添付して、正保証人と連署のうえ願い出なければならない。この場合の学費の取扱いは学則第 71 条、第 72 条、第 74 条による。
- (5) 休学及び休学期間延長の願い出が学期開始前の場合、休学在籍料のみ徴収する。学期開始後の場合は学費全額を徴収する。

第 4 条 疾病その他の理由によって、学習することが不適當と認められる場合には、学長は休学を命ずることがある。

（復学）

第 5 条 第 3 条・第 4 条により休学した者が復学しようとするときは、所定の様式により学長に願い出なければならない。

2 休学期間中でも、その事情が終わったときは届出て復学することができる。

（退学）

第 6 条 学生が疾病又はその他の理由により退学しようとするときは、所定の様式により、その事由を証明する書類（疾病の場合は診断書）及び学生証を添付して、正保証人と連署のうえ願い出なければならない。

2 学年の途次で退学する者は、当該学期分の学費を納入しなければならない。

第 7 条 学則第 50 条、第 62 条により、学生が次の各号の一に該当するときはこれを退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 入学手続きを完了した者で、5 月末日までに学生証の交付・認定を受けなかった者

2 前項による退学は、教授会の議を経て退学処分とする。

第 8 条 休学期間を終えても復学できない者は、その期間が満了するまでに退学を願い出ることができる。

第 9 条 除籍となった者は退学を願い出ることはいできない。

（除籍）

第 10 条 学生が次の各号の一に該当するときは、これを除籍する。

- (1) 学則第 72 条及び大学院学則第 46 条に定める期間内に学費等を納入しない者
  - (2) 学則第 22 条に定める期間に卒業できない者
  - (3) 学則第 46 条第 2 号及び大学院学則第 41 条に定める休学期間を超えてもなお復学できない者
- 2 前項第 1 号による除籍は、各学期ごとに行う。
- 3 前項の定めにかかわらず、学則第 74 条第 1 項及び大学院学則第 48 条第 1 項による延納許可を受けた者が、延納期限日までに当該学費等を納入しない場合は、当該期限日の翌日をもって除籍する。

4 第1項第1号により除籍された者は、除籍日より15日以内に除籍の取消しを願い出ることができる。

第11条 死亡した者は除籍とする。ただし、除籍日は教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第12条 学則第49条により退学した者及び学則第51条第1号により除籍された者が、更に入学を願い出たときは、その事情を調査のうえ元学年又はそれ以下の学年に再入学を許可することがある。ただし、再入学を願い出ることのできる期間は、退学当該年度を含めて3年以内とし、それ以上の場合は学科試験を課するものとする。

2 前項により再入学を願い出るときは、当該年度の入学検定料を納入し、所定の期間内に手続きをしなければならない。

(転学)

第13条 他の学部又は学科に転学を志願する者は、欠員のある場合に限り選考のうえ、1、2年次に限り許可されることがある。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、学長に願い出て許可を得なければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、代議員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成2年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。